

# 処分組合 ニュース

Vol.

15

September  
2000

## 処分組合組織団体

処分組合は組織団体からの負担金で運営されています

八王子市	小金井市	狛江市
立川市	小平市	東大和市
武蔵野市	日野市	清瀬市
三鷹市	東村山市	東久留米市
青梅市	国分寺市	武蔵村山市
府中市	国立市	多摩市
昭島市	田無市	稲城市
調布市	保谷市	羽村市
町田市	福生市	瑞穂町

発行：東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合

### [事務局]

〒183-0052 東京都府中市新町2-77-1 東京自治会館内 TEL: 042-385-5947 FAX: 042-384-8449  
ホームページ <http://www.tokyo-shobunkumiai.com> 電子メール [sskumiai@tokyo-shobunkumiai.com](mailto:sskumiai@tokyo-shobunkumiai.com)  
処分組合は、多摩地域26市1町370万人の可燃ごみ焼却灰や不燃物を埋め立てている二ツ塚処分場を管理・運営している特別地方公共団体です。

[特集] 10月10日東京都が行政代執行を行います

[緊急告知] これまでの処分組合の対応について、誤った情報が流されています

三多摩は一つなり交流事業を続々実施 / 夏休み親子見学会報告 日の出だより

## 埋立が進む二ツ塚処分場の 第一期埋立区域



## 埋立が終了し、グラウンドとして 利用されている谷戸沢処分場



## MESSAGE

第7回 寺田和雄[町田市長]



まずはじめに、日の出町の皆様方には、多摩地域の最終処分場の設置運営に関して、ご理解とご協力をいただいていることを改めて心から感謝申し上げます。町田市の「ごみ減量・リサイクル」への取り

組みは、今から18年前の1982年にさかのぼりますが、『浪費を見直すリサイクル文化のまちづくり』を市民とともに目指して、ビン・缶の分別収集を実施し、その後、ペットボトル等の拠点回収や古紙・古布の分別、剪定枝の堆肥化などの事業を進めてきました。その結果、1999年度の町田市のリサイクル率は、24.1%に達しましたが、さらには、市内の一部地域で始めたプラスチックの実験的な分別収集を全市域で実施するための取り組みを進めるとともに、今後の重

要課題である「生ごみ対策」についても、来年度から集合住宅への生ごみ処理機の導入を計画するなど、最終処分量を減少させる施策を積極的に進めているところです。また、ご承知のように、国においても容器包装リサイクル法・家電リサイクル法に続き、循環型社会形成推進基本法や食品リサイクル法等の関連諸法案が成立し、循環型社会の構築に向けた取り組みが進んでいますが、このことは発生者である事業者と排出者としての市民の責任と役割が一段

と大きく重くなったことを示唆しているものといえましょう。いずれにしても、21世紀はまさに環境の時代といわれています。美しい多摩地域の環境を守り、次の世代に引き継ぐためにも、市民・事業者・行政が一体となった「ごみ減量・リサイクル」へさらなる努力を続けていく覚悟です。なお、最後になりましたが、日の出町の皆様方をはじめ、環境行政にご協力をいただいている関係各位の方々に重ねて厚くお礼申し上げます。

## PEOPLE

第7回 秋山眞由美さん[福生市民]



福生市が全戸を対象にごみの戸別収集を始めたのは99年10月からでした。全戸収集に先立ち、私の住んでいるブロックがモデル地区となり、4か月前から戸別収集を開始しました。私はそのブロックの代表として市の廃棄物減量等推

進委員となり、行政と市民の間のパイプ役としてごみ問題に関わることとなりました。最初は、現在のごみ問題のポイントを把握するため、他市の分別状況やリサイクル方法などを視察しました。その中で難しいと感じたのは、「分別方法の徹底」と「収集日の浸透」でした。そこで私は、家庭内で一番ごみを出す機会が多い「主婦」の目に触れるように「地区別ごみ・リサイクルカレンダー」を制作しました。イラストやキャラクターを多用することで、お年寄りや子どもにも興味を持てるようにしました。また、町会単

位での説明会をすることで、近所同士が連帯感を持つことができたと思います。戸別収集開始から1年経った今では、当初あった戸惑いもほとんど解消でき、スムーズな収集ができています。戸別収集の良いところは、各家庭が自分の出すごみに対して責任を持つようになることだと思います。その小さな積み重ねが、より大きなごみ問題の解決への第一歩になると実感しています。今後も、家庭レベルからの意見・疑問などを行政に伝え、一緒に改善できる環境づくりに努力していきたいと思っています。

# 二ツ塚処分場内の旧共有地を 東京都が10月10日から行政代執行

二ツ塚処分場内の建設用地の明渡しに応じないグループが、東京都が求めた期限(8月8日)が過ぎても依然として不法占拠を続けています。このままでは、多摩地域370万人のごみの最終処分に重大な影響を与えることとなるため、やむをえず、東京都は10月10日から行政代執行に踏み切ります。

## 旧共有地とは？

二ツ塚処分場内で、現在、不法占拠状態にある約461m<sup>2</sup>の土地。全体埋立面積のわずか400分の1程度の広さだが、このまま放置すると多摩地域の約3年分のごみが埋立不能

となる。このため、処分組合は、東京都に対し土地収用を申請し、平成11年10月4日に認められた。すでに、2800人を超える元権利者に対する補償金の払い渡し手続きが完了しているが、依然として明渡義務が履行されておらず、不法占拠状態が続いている。



処分組合では、二ツ塚処分場の第2期建設工事予定区域内にあった「共有地」の収用手続きを進めてきました。すでに今年の3月末、土地の所有権は処分組合に移転されていますが、元権利者が明渡しに応じない

ため、やむをえず、東京都に対して代執行請求を行いました。東京都から土地の明渡し期限を元権利者へ通知しましたが、期限の8月8日を過ぎても立ち退きを拒否し、依然として不法占拠を続けています。この

ままでは多摩地域のごみ処理全体に重大な支障が発生することが予想されるため、東京都は、来る10月10日から10月23日までを執行期間とする行政代執行に踏み切らざるを得ないという判断を下しました。

## やむをえず、東京都へ代執行を請求しました

最終処分場の建設に反対する元権利者らの「共有地」に対し、多摩地域の最終処分事業に重大な責任を持つ処分組合は、長期間にわたり、憲法と土地収用法にのっとった正当な手続きを誠実に踏んできました。しかし、元権利者らは、どうしても土地の任意

買収や明渡しには応じませんでした。これからの最終処分事業や多摩地域のごみ処理全体の円滑な運営を考えると、残念ながら「タイムリミット」が近づいてきてしまったため、やむをえず、今年5月、東京都に代執行の請求を行わざるを得ませんでした。

## 都が対象土地・物件を行政代執行します

処分組合の代執行申請によって、5月以降、東京都が代執行手続きを進めてきましたが、明渡し期限の8月8日を過ぎても、元権利者はそれを無視するばかりか、マスコミに対し「土地明渡しの拒否」を宣言しています。東京都

は、不法占拠を続ける元権利者らに収用日程を通知する「代執行令書」を送付、来る10月10日を着手日とする2週間の期間を定め、現地において行政代執行を行い、土地内の物件の撤去などを行うことを決定しました。

## もし、この土地が使えなかったら・・・

現在、二ツ塚処分場で埋め立てが進んでいる第1期埋立区域は、あと2年半で満杯になります。「旧共有地」が残っているため、次の埋め立てを行う第2期埋立区域建設工事はいまだに着手されていません。このままだと、2年半後には、多摩地域26市1町の家から出される

ごみの最終処分ができなくなります。第2期建設工事に要する工事期間を考えると、どうしても年内着工がぎりぎりのタイムリミットです。また、この土地を避けて工事を進めると、65万m<sup>3</sup>もの埋立容量が失われ、処分場の使用期間は約3年も縮まってしまうのです。



## 行政代執行とは？

公共事業用地の明渡しがなされない場合などに、行政庁が明渡し義務者に代わって執行すること。憲法29条は私有財産制を保障していますが、公共の利益のために必要がある場合は、正当な補償を支払って、私有財

産を収用できる旨が定められています。これを受けて、収用手続きや損失補償などを定めた土地収用法が制定され、各都道府県には土地収用を中立・公正に審理するための収用委員会が置かれています。収用委員会が「公共の利益のため土地を取得してもよい」とする収用裁決を行うと、権利者には物件の移転と土地の明渡し

の義務が生じます。しかし、権利者が応じない場合は、起業者は都道府県に対し、代執行を申請します。都道府県から権利者に通知された明渡し期限を過ぎても応じない場合は、物件の撤去や土地の明渡しを都道府県自らが手掛ける「行政代執行」を行うことになります。

# 処分組合では、足かけ6年もの期間と手間をかけ、約7億円もの税金を投入して、元権利者との交渉や収用手続きを進めてきました。



平成6年に、二ツ塚処分場第2期建設工事予定区域内に「共有地」が発生して以来、処分組合では、足かけ6年にもわたる買取交渉や土地収用手続きを

行ってきました。処分場建設に反対するごく一部のグループのために、たいへんな手間と多額の税金を投入せざるをえなかったのです。東京都によ

る行政代執行により、ようやく多摩地域の最終処分事業への責任を今後も円滑に果たすことが可能となりそうです。

時 期	出 来 事
平成6年 11月 1日	共有地の発生(第二期工事区域内の二筆の土地が転売される)
平成7年 7~9月	権利者への任意買取交渉(この時点で権利者が580名になる)
" 9月29日	事業認定申請(東京都に二ツ塚処分場を土地収用法の対象事業として認定してもらうための申請)
" 12月21日	事業認定処分(東京都が二ツ塚処分場を土地収用法の対象事業として認定)
平成8年 3月18日	「共有地」への立入調査
" 10月18日	土地物件調書作成および立会署名押印
" 12月13日	都収用委員会に、裁決申請および明渡裁決申立て
平成9年 5月 8日	第1回収用委員会公開審理
平成11年 3月31日	第11回収用委員会公開審理(最終審理)
" 10月 4日	収用裁決(東京都収用委員会)
" 11月 8日	権利者への補償金払渡し手続き開始

時 期	出 来 事
平成12年 3月27日	権利者(2,835名)への補償金払渡し手続き終了
" 3月31日	処分組合が全ての手続きを終了し土地の所有権を取得
" "	権利者による明渡し期限(履行されず)
" 4月26日	元権利者へ物件の移転および土地の明渡しを求める催告書送付
" 5月24日	東京都へ行政代執行請求
" 6月 9日	東京都が元権利者へ催告書送付
" 8月 8日	催告書による物件の移転および土地の明渡し期限(履行されず)
" 8月21日	東京都が元権利者へ代執行令書送付
" 10月10~23日	行政代執行の実施(予定)

## 緊急告知

# これまでの処分組合の対応について 誤った情報が流されています

正確かつ客観的な事実をご報告しますので、ご理解とご協力をお願いします

### 誤った情報

谷戸沢処分場のしゃ水シートは破れ、周辺環境の汚染が続いている？

水質などの各種調査データは、谷戸沢処分場が厳格・適正に管理され、周辺環境に影響を及ぼしていないことを証明しています。

谷戸沢処分場埋立地の底には、浸出水が地下水などに混じらないよう厳重な「しゃ(遮)水工」が施され、その中央部には「しゃ水シート」が敷かれています。ごみの埋立開始前に「しゃ水シート」を点検し、必要な箇所の補強をおこない、全ての安全性を確認してから保護土を盛り、その上にごみを埋め立てているので

す。さらに、万が一の漏水を監視するためのモニタリング井戸を多数設け、今も水質の観測を続けています。頻繁に実施している環境調査等のデータは、その都度マスコミに提供し、インターネットなどでも公開しています。最近の調査でも処分場の安全性があらためて確認されています。

### 誤った情報

金属や乾電池が埋め立てられることに目をつぶっている？

搬入不適ごみの持ち帰りや搬入停止など、非常に厳しい取り決めにより厳正に管理しています。

処分組合と地元日の出町や自治会との間で締結された公害防止協定には、有害・危険物質の混入防止や分別収集の徹底が盛り込まれています。この項目遵守をさらに徹底させるため、処分組合はごみを搬入している多摩地域26市1町に対し、罰則規定を取り入れた内規を示し、運用しています。それは、乾電池や焼却灰中の金属くずなどの搬入不適物が

発見された場合は、すべて持ち帰らせた上で、搬入不適物の状況に応じて始末書を提出させ、同一年度内に3枚で公表、6枚に達すると搬入停止とするという非常に厳しい内容です。この内規が徹底されて以降、有害・危険物の混入は目に見えて減少しました。現在でも毎日、処分組合職員や地元自治会による搬入ごみ内容のチェックが続けられています。

処分組合では今後も、多摩地域370万市民への正確で客観的な情報提供を心掛けてまいります

# この夏満開、 「三多摩は一つなり交流事業」

**多摩市で劇団四季ミュージカルを鑑賞  
(8月16日)**

日の出町の家族55名が、多摩市のバルテノン多摩で催されたファミリー・ミュージカル「ふたりのロッセ」に招待されました。

**「三鷹市阿波踊り」見学ツアーを実施  
(8月19日)**

日の出町民45名が、三鷹市で開催された阿波踊りの見学ツアーに参加しました。国立天文台や市内の中間処理施設の見学後、賑やかな阿波踊り会場で三鷹市民とともに『踊るアホウに見るアホウ』となっていました。



**福生市と日の出町の家族、処分場見学  
とそば打ち体験(8月17日)**

福生市と日の出町の家族計39名が、二ツ塚・谷戸沢両処分場を見学した後、地元のみなさんの指導で、そば打ちを楽しみました。初めての体験に親も子も目を輝かせていました。



**「楽焼き体験と調布市花火大会の夕べ」  
に日の出町民参加(8月30日)**

日の出町民と調布市民計120名が、尺玉100連発で有名な調布市花火大会を栈敷席で満喫しました。日中は、深大寺で楽焼きを体験したり、ご住職の講話に耳を傾け、市内の中間処理施設も見学しました。

## エコセメント施設の整備に ついて日の出町から基本的同意

平成12年7月14日、日の出町青木町長と処分組合土屋管理者(武蔵野市長)との間で、エコセメント施設を二ツ塚処分場内に整備することについての基本的同意書が取り交わされました。これは、4月21日の処分組合から日の出町への申し入れに対する、7月7日の日の出町からの基本的な同意決定を受けたものです。今後、環境アセスメントや都市計画決定などの諸手続の過程では、安全対策や周辺環境対策などに十分配慮し、地

元自治会、日の出町と緊密な連携を図りながらエコセメント事業に取り組んでいきます。



〔青木町長から同意書を受け取る土屋管理者〕

### エコセメントとは?

エコセメントとは、エコロジーとセメントの合成語で、都市ごみ焼却灰を主原料として製品化される安全なセメントです。処分組合は、

現在、埋立処分している廃棄物の6割を占める焼却灰の全量をエコセメント化することにより、二ツ塚処分場の長期的利用を図るとともに埋立処分の安全性を一層推進し、多摩地域のリサイクルの向上を目指していきます。

## 今年も「二ツ塚処分場夏休み 親子見学会2000」を実施

夏休み真っただ中の8月2日、毎年恒例となった「ごみのゆくえを確かめよう 処分場親子見学会」を実施しました。小学校4~6年生とその保護者79名の参加者は、2台のバスに分乗して、午前中は、立川市清掃工場を見学し、その後、今年4月にオープンした日の出町の特産品直売施設「ひので肝要の里」に立ち寄り、昼食とショッピングを楽しみました。午後は、二ツ塚処分場に移動し、処分場の構造や安全性などをビデオで勉強したあと、実際にトラックからごみが埋め立てられ

ているところを見学しました。この親子見学会は、引き続き来年度も実施する予定です。



## 日の出 だより 7

## 食欲の秋・文化の秋に、 ふるさと日の出町を訪れませんか?

10月28・29日、日の出町産業まつりが開催されます



秋も深まる10月28日(土)・29日(日)の両日、日の出町民グラウンドで、自然の恵みを一堂に集めたふるさとの祭典「産業まつり」が開催されます。採れたて野菜の直売やものまねとキャラクターショーなどのイベントも盛り沢山。また、28日にはフリーマーケットも開かれます。どうぞご家族揃っておいでください。

問い合わせ先: 日の出町役場経済課  
商工観光係 TEL.042-597-0511(内線241)

### 「ふれあい農産物直売所」 もご利用ください

「産業まつり」会場から徒歩10分の場所に、新鮮な野菜・果物・花き類を毎朝、地元農家から直送販売する「ふれあい農産物直売所」があります。もちろん値段も安く、地元の方々にも好評ですので、ご利用の際にはお早めにお越しください。



## 処分組合の動き

- 7月 4日(火) 谷戸沢処分場環境影響評価委員会開催
- 10日(月) 平成12年第2回組合議会臨時会開催
- 14日(金) エコセメント施設整備に関する「基本的同意」を日の出町と取り交わす
- 8月 8日(火) 谷戸沢・二ツ塚処分場水質等調査結果公表(平成12年度 第1四半期分)
- ~10日(木) 処分場敷地内大気中ダイオキシン類調査実施
- 16日(水) 日の出町民が多摩市で劇団四季ミュージカル鑑賞(三多摩は一つなり交流事業)
- 17日(木) エコセメント施設整備に伴う環境影響評価現況調査の開始  
福生市と日の出町の家族処分場見学会とそば打ち体験(三多摩は一つなり交流事業)
- 19日(土) 日の出町民が三鷹市阿波踊りを見学(三多摩は一つなり交流事業)
- 30日(水) 日の出町民と調布市民が楽焼き体験と調布市花火大会の夕べ  
(三多摩は一つなり交流事業)
- 9月 4日(月) 二ツ塚処分場分割埋め立て開始
- 13日(水) 平成12年度 処分場敷地内大気中ダイオキシン類調査結果(平成12年度第1回:春期分)公表
- 17日(日) 日の出町、日野市、八王子市、町田市少年野球交流試合  
(三多摩は一つなり交流事業)

### 処分場見学者数

年度	月	件数	人数
12年度	4~6月	69	1146
	7~9月	71	1313
	累計	140	2459

問い合わせ先 TEL:042-385-5947 FAX:042-384-8449

処分組合ニュースの内容やごみ処理に関するお考えなど、皆さまのご意見を、お手紙、FAX、電子メールでお聞かせ下さい。また、組合の概要やデータ類を掲載したホームページも、ぜひご覧ください。

〒183-0052 東京都府中市新町2-77-1  
東京自治会館内東京都三多摩地域廃棄物広域  
処分組合「処分組合ニュース係」

[ホームページ]  
<http://www.tokyo-shobunkumiai.com>  
[電子メール]  
sskumiai@tokyo-shobunkumiai.com